

令和8年度 環境省税制改正要望結果の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

2025年2月18日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や、同日に我が国が国連気候変動枠組条約事務局へ提出した新たな削減目標（NDC）においては、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2013年度比で2035年度60%減、2040年度73%減という目標が設定されたところである。これらの削減目標の達成に向けて、あらゆる分野での取組の推進が必要であるが、特に、「成長志向型カーボンプライシング」に関しては、今年2月に、排出量取引制度の詳細設計や化石燃料賦課金の基本的考え方等を盛り込んだ「GX2040 ビジョン」が示されるとともに、今年5月に改正GX推進法が成立したところであり、これらに基づき、本構想の着実な実現・実行に取り組む。

また、「第六次環境基本計画」に基づく、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を通じた「循環共生型社会」の実現に向けて、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

○ 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等に関して、「当分の間税率」の廃止について結論を得る際には、同等以上の環境保全効果を確保するための措置を併せて講じなければ二酸化炭素排出量の増加が見込まれ、我が国が国際社会に対し掲げる温室効果ガス削減目標（NDC）の着実な達成に支障をきたすそれがあることから、税制のグリーン化を進め、我が国の排出量全体の削減につながるような制度設計を求める。

⇒ 挥発油税等の当分の間税率廃止に関する与野党合意を踏まえたCO₂削減目標の着実な達成に向け、排出量の増加が見込まれる化石燃料由来のCO₂削減に係る所要の措置については、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、おおむね1年を目途に結論を得ることとされた。

（自動車環境対策）

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。また、令和7年度与党税制改正大綱を踏まえ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しや保有時の税負担の検討に当たっては、より一層のグリーン化を確保するための所要の措置を求める。

⇒ • 自動車重量税のエコカー減税について、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長することとされた。

- ・ 電気自動車等について、令和 10 年から車両重量に応じた一定の負担を新たに求めるることとし、その具体的な税率については、電気自動車等の普及の観点にも配慮しつつ、令和 9 年度税制改正において検討し、結論を得ることとされた。
- ・ 自動車税・軽自動車税の環境性能割を令和 7 年度末をもって廃止するとともに、令和 10 年度以後における自動車税・軽自動車税のあり方について、2050 年カーボンニュートラル等の政府目標に留意しつつ、令和 9 年度税制改正において結論を得ることとされた。

2. 個別の措置

(1) 循環経済

※ (1) ①～③については、環境省主管の要望

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

- 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、
 - ① ごみ処理施設、再資源化事業等高度化法の認定を受けて設置する廃棄物処理施設については 1/2
 - ② 一般廃棄物の最終処分場については 2/3
 - ③ PCB 廃棄物処理施設については 1/3
 - ④ 汚水・廃液処理施設については 1/2 を参照して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- とする特例措置について、適用期限を 2 年間延長。
⇒ 2 年間延長された。

(2) 脱炭素社会

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置【拡充・延長】（固定資産税）

- 地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、一定の再エネ発電設備の固定資産税を軽減する措置について、適用期限の延長等を行う。
⇒ 以下の拡充及び見直しをした上で、3 年間延長された。
 - 太陽光発電設備については、対象をペロブスカイト太陽電池に限定した上で、軽減率が引き上げられた。
 - 風力発電設備について、対象を再エネ海域利用法、地球温暖化対策推進法（地域脱炭素化促進事業制度）等に基づき設置される設備に限定した上で、その一部について軽減率が引き上げられた。

- 住宅の脱炭素化

⇒ 住宅の脱炭素化関連の要望結果は、下記のとおりとされた。

- 住宅ローン減税に係る所要の措置（所得税・個人住民税）

⇒ 新築住宅における立地要件の追加や既存住宅における借入限度額と控除期間の見直し等を行った上で、5 年間延長された。

- 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除【延長】（所得税）
⇒ 立地要件を追加した上で、3 年間延長された。

- 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】（固定資産税）

⇒ 特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、原則 40 m²（現行 50 m²）に緩和し立地要件を追加した上で、5 年間延長された。

- 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】（不動産取得税）

⇒ 特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、原則 40 m²（現行 50 m²）に緩和し立地要件を追加した上で、5 年間延長された。

- 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置【延長】(所得税)
 - ⇒ 特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、 40 m^2 （現行 50 m^2 ）に緩和した上で、3年間延長された。
- 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置【延長】(固定資産税)
 - ⇒ 特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、 40 m^2 （現行 50 m^2 ）に緩和した上で、5年間延長された。

(3) その他

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【拡充・延長】(所得税、法人税、法人住民税)
 - ・ 科学とビジネスの近接化時代の中、我が国の戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携を促すべく、研究開発税制の見直しを行う。
 - ・ また、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促す予見可能性及び国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化に向けた見直し等を行う。

⇒ 以下の拡充及び見直しをした上で、3年間延長された。

 - ・ 一般型と別枠で戦略技術領域型（控除率40%）を創設し、繰越控除制度（3年間）を導入した。（令和9年4月1日以降）
 - ・ 中小企業向け研究開発税制に繰越控除制度（3年間）を導入。（令和8年4月1日以降）
 - ・ オープンイノベーション型において、大学等との共同・委託研究の手続き合理化、高度研究人材の活用の拡充を行った。（令和8年4月1日以降）

等
- 第1次国土強靭化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始【新規】(国税、地方税)
 - ・ 第1次国土強靭化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針2025を踏まえ、国土強靭化施策の財源確保方策の検討を開始する。

⇒ 「第1次国土強靭化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、国土強靭化施策の財源確保方策について引き続き検討されることとなった。